

損賠事件」「三井造船石綿損賠事件」などの裁判の進行について解説をしていただいた。また、韓国・源進労働環境健康研究所のイム・サンヒョクさん所長から「韓国の労働災害の現在と研究所」の紹介もしてもらった。

その後、振動病の行政訴訟の動きに関して、高知の勤労クリニック・近藤真一医師より報告があり、主治医の診断書、意見書に対する監督署の医員のチェック体制、また審査制度の在り方について問題があり、鑑別診断では問診の必要性・職場・現場の情報が大事であるとされた。

被ばく労働に関して全国センターとして厚労省交渉を行ってきた経緯を踏まえ「原発被ばく労働者支援局」を立ち上げることが確認された。福島における原発爆発事故の事故処理という、劣悪な労働環境、徐々に悪化し



ている労働条件下で働く原発労働者の労働環境・健康管理・労災補償等について、地域ユニオン・学者・マスコミ等のネットワークを形成し、今後は正確な情報の収集と開示、学習等の運動に関与して行くこととなる。また、例年行われている全国一斉ホットラインは、本年度はテーマを決めず、大事な事例があれば緊急に、足並み揃えて行うこととした。



発表数字は、いまだに補償されていない被害者が多数存在することを示している。2011年度労災認定者数は、肺がん362名、中皮腫522名、石綿肺65名、良性石綿胸水41名、びまん性胸膜肥厚47名となっており、合計で1,037名である。救済法による認定者数は、肺がん23名、中皮腫10名、石綿肺5名となっており、合計で38名であった。

今年から、肺がんと中皮腫などだけでなく、石綿肺についても公表されることになった。しかし、労災認定されているのは一部で、多くの石綿肺・じん肺は、別の呼吸器疾患とされがちである。

また、厚労省の発表数字からは、石綿肺がんについては補償されていない被害者が多数存在することが浮かび上がっている。世界の医学界では、石綿肺がんの患者数は中皮腫の患者数の2倍というのが共通した考え方となっている。ここ数年の労災認定件数をみると、中皮腫と肺がんの認定者数はほぼ同数で推移し、この3年間は肺がんの認定者数が中皮腫の認定者数よりも

## 事業場名公表でホットライン

### 全国5か所●2日間で186件の相談

2012年11月28日、厚生労働省は2011年度に石綿による労災認定を受けた労働者が所属していた事業場名等を公表した。2005年のクボタ・ショックの直後に第1回目の公表を行い、その後も全国センターや患者と家族の会の強い要望により毎年公表されるようになった。

今回の分を含め、これまでで延

べ7,555事業場が公表されたこととなる。今回公表されたのは936事業場で、そのうち新規に公表された事業場は427であった。事業所名や作業状況を見ると、いかに多くの業種で石綿が使用されてきたかがわかる。

2005年6月のクボタ・ショック前と比較すれば、今日の労災認定状況は改善しているものの、厚労省

少なくなっている。2011年度の認定者数をみると、本来救済されるべき石綿肺がんの被害者のうち、補償を受けている方は、わずか3分1ということがかる。

中皮腫・じん肺・アスベストセンターと全国安全センター、そしてアスベスト疾患・患者と家族の会は、厚労省の事業場名の公表に合わせ、アスベスト被害ホットラインを全国5か所で開設した。相談件数は全国で186件、内訳は北海道20件、東京62件、名古屋34件、大阪65件、四国5件という結果である。

当センターは関西センターと一緒に、西日本全域(四国を除く)からの相談に対応した。西日本新

聞と南日本新聞がホットラインの取り組みを紹介したこともあり、福岡・鹿児島を中心に九州からの相談が多かったことが特徴である。

また、石綿工場で働き、その敷地内で暮らした一家から「父・長男・次男・長女の夫が死亡。長女もプラークがある」との驚く相談も寄せられた。現在、寄せられた相談は、各センターで連携を取りながら、救済に向けた対応を始めている。泣き寝入りや被害隠しをさせないため、そして埋もれている石綿肺がんの救済に向け、引き続き相談体制を強める必要がある。



(ひょうご労働安全衛生センター)

で鶴見労基署が労災不支給決定をした。

港湾労働者の腰痛については、「業務上腰痛の認定基準等について」(昭和51年10月16日基発第750号)に基づき、重量物を取扱い、腰部に過度の負担のかかる作業とされてきた。しかし近年のコンテナ化を背景に、「加齢による骨変化の程度を明らかに超えるもの」かどうかという医学的診断のみで業務上外を判断する傾向が顕著になっている。腰部に過度の負担のかかる作業を、それによる骨変化かどうかの医学的診断を切り離して業務上外を判断することは、腰痛の認定基準の解釈としても妥当であるとは言えない。

また、地方労災医員は、労災医員規定によると「労働者の負傷、疾病等に係る診断、治療等に関し学識経験を有する医師」というが、先の医員は地方労災医員名簿に2009年4月より掲載されており、経験が浅いことがわかった。しかも鶴見労基署では、10年以上前に港湾労働者の腰痛認定が1件あっただけで、取り扱い経験がほとんどないこともわかった。港湾労働について専門知識も経験もない地方労災医員に意見書を依頼した鶴見労基署の対応も不適切である。センターは、狩野さんとともに労災保険審査官と交渉し、港湾労働に専門的知識を有する地方労災医員に意見を求めるよう要請した。

一方、狩野さんは、当初通院していた病院の主治医に、港湾

## 港湾労働者の腰痛逆転認定 神奈川●「加齢による骨変化」で不支給

2012年9月24日、労災不支給を不服として審査請求していた狩野悦彦さんの腰痛に対し、神奈川労働局労災保険審査官は、不支給処分を取り消す旨を決定した。

狩野さんは、湘南企業(株)(港湾荷役取扱業)に1968年3月に入社。2011年8月に退社するまで、山下埠頭や大黒埠頭等で約40年にわたり港湾荷役作業に従事した。2002年8月に息ができないくらい腰と背中が痛くなり3か月入院した。会社から健康保険でかかるよう言われたた

め労災請求せず、その後も腰の痛みは続いたが、健康保険で通院治療を続けた。

2011年7月、港町診療所への転医をきっかけに、鶴見労働基準監督署に労災請求した。港町診療所の大脇医師は、「加齢による変形の程度を明らかに超える」と診断したが、当初通院していた病院の主治医は「明らかな加齢性の骨変化」と判断。鶴見労基署が依頼した地方労災医員も「通常に加齢による骨変化の程度を超える状態ではない」と判断し、2012年3月21日付